

国立病院機構の災害医療にかかる 取り組みと連携について

吉住奈緒子[†]第68回国立病院総合医学会
(平成26年11月15日 於横浜)

IRYO Vol. 69 No. 11 (487-489) 2015

要旨

国立病院機構は災害対策基本法に定める指定公共機関であり、同法により防災業務計画の作成が義務付けられている。また、国立病院機構法や国立病院中期目標・中期計画でも災害発生時の適切な対応が求められており、災害対応は国立病院機構の本来業務の一つであるといえる。こうした立場から、これまでも地震等の災害時に医療者の派遣等の対応をしてきており、東日本大震災においても、DMAT (Disaster Medical Assistance Team 災害時派遣医療チーム)、医療班、および心のケアチーム等の被災地への派遣や、被災地病院の入院患者の移送などを行い、被災地・被災者の医療救護に大きく貢献してきた。さらに、この経験を踏まえ、平成24年8月に防災業務計画を改正し、国立病院機構における災害医療体制の再構築や、初動医療班の整備等を行った。

防災業務計画上、国立病院機構内および関係機関との連携については、平時から情報の収集・連絡体制や関係機関等との協力体制を構築しておくこととなっており、災害発生時には、すべての情報を機構本部に設置するNHO災害対策本部に一元化し、NHO災害対策本部が政府やDMAT事務局、各防災関係機関等との連絡調整に当たることとなっている。また、現地においては、NHO現地災害対策本部が、NHO災害対策本部の指示を受け、被災都道府県災害対策本部や保健所、市町村の被災災害医療対策会議等との連絡調整の業務に当たる。こうした連携の下、国立病院機構の初動医療班、医療班はDMAT等と協働して医療救護活動を実施することとなっている。

災害医療に関する今後の課題としては、初動医療班や医療班のさらなる技能向上と技能維持、初動医療班・医療班とDMAT等との連携強化、災害時に災害弱者となる障害度の高い患者を多く抱える病院の災害対応能力の向上、といったことが考えられる。

キーワード 災害対策, 防災業務計画, 医療救護, 初動医療班

国立病院機構本部 医療部 (現所属 厚生労働省健康課 女性の健康推進室) [†] 医師

著者連絡先: 吉住奈緒子 厚生労働省健康課 女性の健康推進室

(平成27年2月16日受付, 平成27年7月10日受理)

The Framework of NHO to Respond to Disasters

Naoko Yoshizumi, Headquarters, NHO

(Received Feb. 16, 2015, Accepted Jul. 10, 2015)

Key Words: measures against disasters, operational plan for disaster prevention, medical aid, medical relief team at the initial stage

はじめに

国立病院機構は災害対策基本法に定める指定公共機関であり、同法により防災業務計画の作成が義務付けられている。また、国立病院機構法や国立病院中期目標・中期計画でも災害発生時の適切な対応が求められており、災害対応は国立病院機構の本来業務の一つであるといえる。こうした立場から、これまでも地震等の災害時に医療者の派遣等の対応をしてきており、東日本大震災においても、被災地・被災者の医療救護に大きく貢献してきた。さらに、この経験を踏まえ、平成24年8月に国立病院機構防災業務計画を改正し、国立病院機構における災害医療体制の再構築や、初動医療班の整備等を行った。また、こうした新しい災害医療体制に対応するため、本部主催で毎年開催している災害医療従事者研修に加え、平成24年度より初動医療班研修も開始しており、機構全体として災害に対応する体制を整えている。

本稿では、災害医療に対する国立病院機構の位置付け、国立病院機構防災業務計画の内容、国立病院機構が実施する災害医療支援の特徴等について概説した上で、今後国立病院機構における災害対応として課題となってくることについて論じたいと思う。

災害医療に対する国立病院機構の位置付け

国立病院機構は災害対策基本法第2条に定める指定公共機関であり、災害等が発生した場合には、防災業務計画に基づき、国立病院機構独自の判断で医療班等を派遣できる。さらに、災害対応については、国立病院機構法および国立病院機構中期計画の中でも明確に規定されている。国立病院機構法第19条においては、厚生労働大臣は、国立病院機構に対し、災害の発生等に対処するために必要があると認めるときは、医療の提供、研究・調査の実施を求めることができることとされており、平成26年度から始まった第3期中期計画においては、「災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供する」「厚生労働省のDMAT体制の中心的役割を果たすとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制および災害拠点病院等における医療救護体制を充実する」としてい

る。こういったことから、災害対応は国立病院機構の本来業務であり、重要なミッションの一つであるといえる。

このミッションを全うするため、国立病院機構は災害医療従事者研修、初動医療班研修等の研修の開催や各種訓練への参加などを通じ、国立病院機構内の連携体制の構築や人材育成に努めるとともに、防災業務計画にも定められているとおり、平時から情報の収集・連絡体制や関係機関等との協力体制の構築を行っている。こうした日頃からの準備により、災害発生時には機構内外と速やかに連携を取り、被災地の支援を開始することができる。

災害発生時の国立病院機構の対応

大規模災害発生時には、国立病院機構143病院のネットワークを活用し、医療班の派遣や傷病者の受け入れ等、被災地に対する切れ目のない支援を全国的な規模で展開することになるが、災害発生時の国立病院機構の体制がどのようになっているのか、国立病院機構防災業務計画の内容を紹介する。

災害が発生した場合、国立病院機構では速やかに理事長をトップとするNHO災害対策本部を機構本部に設置し、医療救護活動の実施に関する連絡統制等の活動を開始する。災害対策本部の業務は、①被害状況の情報収集および発信に関すること、②初動医療班・医療班の派遣および輸送に関すること、③防災関係機関との連絡調整に関すること、④その他、災害医療活動に関し必要とされる業務等、であり、必要に応じ本部職員をNHO現地災害対策本部へ派遣することとなっている。

現地においては、グループ事務所内または被災地内の病院等に必要に応じてNHO現地災害対策本部を設置し、情報収集等の活動を開始する。NHO現地災害対策本部は現地における活動の拠点となる。

国立病院機構の病院は、各グループ担当理事の担当区域における災害医療の拠点となる「NHO基幹災害拠点病院」（各グループに2病院ずつ）、各グループ内における被災患者の受け入れ、搬出および初動医療班等の派遣を中心的に実施する「NHO災害拠点病院」、および「その他のNHO病院」に分けられている。NHO基幹災害拠点病院は常時2班の初動医療班および1班の医療班を、NHO災害拠点病院は常時1班の初動医療班および1班の医療班を、その他のNHO病院は常時1班の医療班を確保する

こととなっている。

初動医療班は、東日本大震災の経験を踏まえ平成24年度から新たに整備されることになったチームであり、その目的は、災害急性期に情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始し、後発医療班の支援活動の立ち上げに寄与する、ということである。同じく災害急性期に出勤するDMATの主な任務が被災病院支援、被災者のトリアージ、広域医療搬送等であるのに対し、初動医療班の任務は避難所等の情報収集と早期の救護活動であり、初動医療班はDMATとは明確に違う役割を持ったチームであるといえる。また、活動の指示者も、DMATが被災都道府県災害対策本部（統括DMAT）であるのに対し、初動医療班はNHO災害対策本部・現地災害対策本部となっている。

医療班は、広域災害時に被災地の救護所・避難所等の医療救護活動を行い、地域医療の復興を支援するのが主な役割である。初動医療班が災害発生後おおむね48時間以内の急性期に活動を開始するのに対し、医療班は初動医療班派遣後に現地に派遣され、初動医療班の救護活動を引き継ぎ、以降地域医療の復興まで継続的に切れ目のない支援をすることになるチームである。

災害発生時においては、すべての情報をNHO災害対策本部に一元化し、NHO災害対策本部が政府やDMAT事務局、各防災関係機関等との連絡調整に当たることとなっており、現地においては、NHO現地災害対策本部が、NHO災害対策本部の指示を受け、被災都道府県災害対策本部や保健所、市町村の被災災害医療対策会議等との連絡調整の業務に当たる。こうした連携の下、国立病院機構の初動医療班、医療班はDMAT等と協働して医療救護活動を実施する。

国立病院機構が実施する 災害時医療支援の特徴

国立病院機構が実施する医療支援の特徴は、①迅速性、②多様性、③継続性・一貫性、④ネットワークを活用した組織的展開、ということが出来る。東日本大震災での支援を例にすると、①迅速性ということでは、発生後ただちにDMATが参集・始動し、国立病院機構災害医療センターはDMAT事務局としてDMAT活動全体を指揮し、仙台医療センター

はDMAT参集拠点としての役割を果たすとともに、陸上自衛隊霞目駐屯地に設置された広域搬送拠点臨時医療施設においてDMATを統括した。②多様性については、国立病院機構の支援は、現地における急性期の救護活動から長期にわたる心のケアに加え、在宅人工呼吸器使用患者など災害弱者への支援、被災地の患者受け入れ、原発事故にともなう放射線スクリーニング活動や警戒区域への住民一時立ち入りに際し医療班を派遣、福島県における医療従事者確保への協力、といった多方面に及んでいる。③継続性・一貫性については、NHO災害対策本部の調整により切れ目のない医療班派遣を実現し、避難所54カ所ですべて約1.1万人の診療を行った。また、派遣されている医療班同士の連携により、医療班が次々と交代しても活動内容や地域との関係を引き継ぐことで、一貫した支援を行うことができた。④ネットワークを活用した組織的展開については、方針決定を行う機構本部、主に情報伝達や後方支援を行う各グループ事務所、現地での調整や診療を行う医療班や現地本部員がそれぞれの役割を果たすことで、日を追って変化する医療支援ニーズを共有し、適切な医療支援を行うことができたといえる。

終わりに

国立病院機構はこれまでも国の災害対応の中で中心的役割を果たしてきたが、さらに災害医療に貢献していくために、今後の課題として、初動医療班や医療班の更なる技能向上と技能維持、初動医療班・医療班とDMAT等との連携強化、災害時に災害弱者となる障害度の高い患者を多く抱える病院の災害対応能力の向上、といったことが考えられる。今後、国立病院機構のネットワークを活用し、これらの課題について検討していくことで、国立病院機構はさらに質の高い災害対応を行うことができるようになるだろう。

〈本論文は第68回国立病院総合医学会シンポジウム「災害医療における多面的な連携」において「国立病院機構の災害医療に係る取り組みと連携について」として発表した内容に加筆したものである。〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。